

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北島町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

徳島県北島町長

公表日

令和7年11月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>番号法第9条第1項 別表の44の項 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であり、以下を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答2. 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書3. 保険給付の支給4. 一部負担金に係る措置5. 一時差止め6. 保険料の徴収又は保険料の賦課7. オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務 <p>番号法第19条第8号に基づいて、本町は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーに登録する。</p>
③システムの名称	Reams.NET 国保総合システム 統合宛名システム 中間サーバー 情報提供ネットワークシステム 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国保総合システムファイル Reams.NETファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の44の項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)に「医療保険者」が含まれるの項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第一欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項 ・地方税法703条の4等、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課
②所属長の役職名	健康保険課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	危機情報管理課 徳島県板野郡北島町中村字上地23-1 088-698-9807
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康保険課 徳島県板野郡北島町中村字上地23-1 088-698-9805
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	北島町側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月26日	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
平成31年4月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求「請求先」	総務課 徳島県板野郡北島町中村字上地23-1 088-698-9801	危機情報管理課 徳島県板野郡北島町中村字上地23-1 088-698-9807	事後	
令和2年10月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	番号法別表1項番 30 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であり、以下を行う。 1. 被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、その申請等に係る事実についての審査 又はその申請等に対する応答 2. 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養 受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書 3. 保険給付の支給 4. 一部負担金に係る措置 5. 一時差止め 6. 保険料の徴収又は保険料の賦課	番号法別表1項番 30 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であり、以下を行う。 1. 被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、その申請等に係る事実についての審査 又はその申請等に対する応答 2. 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養 受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書 3. 保険給付の支給 4. 一部負担金に係る措置 5. 一時差止め 6. 保険料の徴収又は保険料の賦課 7. オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事後	
令和2年10月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	国保総合システム Reams.NET 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	国保総合システム Reams.NET 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和2年10月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一 第30項	番号法第9条第1項、別表第一 第30項、国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年10月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の27.42.44.45の項並びに地方税法703条の4等	番号法第19条7号、別表第二の27.42.44.45の項並びに地方税法703条の4等、国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年10月23日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年3月30日時点	令和2年10月23日時点	事後	
令和2年10月23日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年3月30日時点	令和2年10月23日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年10月23日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年10月23日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条7号、別表第二の27,42,44,45の項並びに地方税法703条の4等、国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	番号法第19条8号、別表第2 27、42、43、44、45、46の項並びに地方税法703条の4等、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	保険福祉課 保険福祉課長	健康保険課 健康保険課長	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保険福祉課	健康保険課	事後	
令和5年1月20日	I.1.②事務の概要		番号法別表第2に基づいて、本町は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーに登録する。	事後	
令和5年1月20日	I.1.③システムの名称	国保総合システム Reams.NET 統合宛名システム 中間サーバー 医療保険者等向け中間サーバー等	国保総合システム Reams.NET 統合宛名システム 中間サーバー 情報提供ネットワークシステム 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和5年1月20日	I.4.②法令上の根拠	番号法第19条8号、別表第2 27、42、43、44、45、46の項並びに地方税法703条の4等、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	・番号法第19条8号、別表第2における第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち第2欄(事務)に「国民健康保険法」が含まれる項、別表第2における第3欄(情報提供者)が「医療保険者」が含まれる項のうち第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項 ・地方税法703条の4等、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和5年1月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年1月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年12月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年11月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	番号法別表第1 30の項 番号法別表第2	番号法第9条第1項 別表の44の項 番号法第19条第8号	事前	番号法の一部改正等
令和6年11月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 30の項	番号法第9条第1項 別表の44の項	事前	番号法の一部改正等
令和6年11月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条8号、別表第2における第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち第2欄(事務)に「国民健康保険法」が含まれる項、別表第2における第3欄(情報提供者)が「医療保険者」が含まれる項のうち第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)に「医療保険者」が含まれるの項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第一欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項	事前	番号法の一部改正等
令和6年11月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事前	時点修正
令和6年11月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事前	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		<p>人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か [十分である]</p> <p>判断の根拠 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 	事前	新様式への移行
令和6年11月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		<p>最も優先度が高いと考えられる対策 [6] 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 当該対策は十分か【再掲】 [十分である]</p> <p>判断の根拠 北島町側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事前	新様式への移行
令和7年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正

